

小型無人機等飛行禁止に基づく対象防衛関係施設の指定について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第1項の規定により、防衛大臣が指定する対象防衛関係施設の敷地又は区域及びその周辺おおむね300メートルの地域の上空においては、小型無人機等の飛行が禁止されています。

長沼分屯基地についても、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項及び第2項に基づき、対象防衛関係施設に指定されたことから、長沼分屯基地の敷地及びその周辺おおむね300メートルの地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止となります。小型無人機等の飛行を行おうとする場合には所定の申請が必要となります。

詳細は、[防衛省ホームページ](#)をご参照ください。

令和3年12月

航空自衛隊長沼分屯基地

長沼分屯基地周辺における小型無人機等の飛行に関するお問い合わせは

航空自衛隊長沼分屯基地

0123-88-2604（内線）201まで